

# 練馬区自転車の適正利用に関する条例施行規則(抜粋)

昭和61年6月規則第41号

(自転車の大量の駐車需要を生じさせない施設)

第14条 条例第23条第1項の表備考3に規定する規則で定める小売店舗は、つぎに掲げるものとする。

- (1) 自動車の販売に係る店舗およびこれらに類するもの
- (2) 家具の販売を専門に取り扱う店舗
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めたもの

(店舗面積の算定)

第15条 条例第23条第2項に規定する店舗面積の算定方法は、つぎの各号に掲げる用途ごとに当該各号に定めるものの床面積を合計して求めるものとする。

- (1) 百貨店、スーパーマーケットその他の小売店舗、飲食店、売場、売場間の通路、ショーウィンド、ショールーム、承り所、物品の加工修理場、飲食の用に供する部分およびこれらに類するもの
- (2) 銀行、銀行室、待合室、ショーウィンドおよびこれらに類するもの
- (3) 遊技場、遊技室、景品交換所およびこれらに類するもの
- (4) 映画館、劇場、ボウリング場、客席、客席間の通路、観覧席、売店、レーンおよびこれらに類するもの

(自転車駐車場の規模に係る自転車1台あたりの面積)

第16条 条例第23条から第26条の2までの規定により設置される自転車駐車場の規模は、駐車台数1台につき1平方メートル以上としなければならない。ただし、ラック式等の特殊な装置を用いる自転車駐車場で区長が駐車場に適すると認めたものについては、この限りでない。

(設置の届出)

第17条 条例第29条の規定により自転車駐車場の設置または変更をしようとする者は、自転車駐車場設置(変更)届出書(第10号様式)を区長に提出しなければならない。

2 前項に規定する届出に際しては、つぎの各号に掲げる図面を添付しなければならない。

- (1) 案内図
- (2) 配置図
- (3) 各階平面図
- (4) 自転車駐車場平面図
- (5) 自転車駐車場構造図(特殊な装置を用いる自転車駐車場に限る)

3 施設または自転車駐車場の所有者または管理者は、自転車駐車場の設置を完了したときは、自転車駐車場設置完了届出書(第11号様式)を区長に提出しなければならない。

(身分証明書)

第18条 条例第32条第3項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(第12号様式)によるものとする。

(措置命令書)

第19条 条例第33条に規定する措置命令は、措置命令書(第13号様式)によるものとする。

(公表)

第20条 条例第34条および第36条に規定する公表は、練馬区公告式条例(昭和25年9月練馬区条例第46号)で定める掲示場への掲示その他の方法により行う。